

大町市農業振興計画

計画期間 自 令和 4年4月 1日
至 令和 9年3月31日

大 町 市

目 次

I 計画策定の趣旨

- 1 計画策定の目的 1
- 2 計画期間 1
- 3 計画の位置づけ 2
- 4 持続可能な開発目標（SDGs）の推進 3

II 大町市の概要

- 1 位置・地勢・気候 4
- 2 人口 5
- 3 大町市の農家数 6
- 4 耕地面積等 7
- 5 農業産出額 9

III 本市農業のめざすべき姿（ビジョン）

- 1 現状と課題 10
- 2 めざすべき姿と基本施策 11
- 3 大町市農業振興計画体系図 12

IV 計画実現に向けての取り組み

- 1 農業の生産振興及び高付加価値化 13
- 2 担い手及び組織・人材の育成 17
- 3 農業生産基盤の整備 21
- 4 農地の保全及び集積・集約 25
- 5 地産地消、消費拡大及び食育の推進 30
- 6 農山村資源の活用 34
- 7 農作物の被害防止 36

I 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

この地域の農業を取り巻く環境は、農業者の急速に進む高齢化と後継者不足、農産物価格の不安定な推移、多様化する消費者ニーズなど大きく変化しています。

こうした情勢変化を農業・農村の構造変革への転換期と位置づけ、一人ひとりが農業・農村の持つ様々な資源や先人から引き継いだ知恵・技術にさらに磨きをかけながら、未来に向かって新たな扉を開くことにより、持続可能な農業・農村を創造していく必要があります。

国では、様々な農業環境に対応するため、食料、農業、農村に関し中長期的に取り組むべき方針を定めた「食料・農業・農村基本計画」が令和2年3月31日に閣議決定され、県では、平成30年度を初年度とする「第3期長野県食と農業農村振興計画」を策定し、食と農業・農村を取り巻く諸課題に対応しつつ、施策を展開しているところです。

大町市としても、上位計画である「大町市第5次総合計画」及び「第2期大町市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方を踏まえ、これらと整合を図るとともに、大町市の農業振興に向け、将来のめざすべき姿とそれを実現するための施策を総合的かつ計画的に推進するため、大町市農業振興計画をここに策定するものです。

2 計画期間

大町市農業振興計画の期間は、令和4年度から令和8年度の5年間とし、農業を取り巻く情勢が変化した場合は、必要に応じて、その時点において所要の見直しを行います。



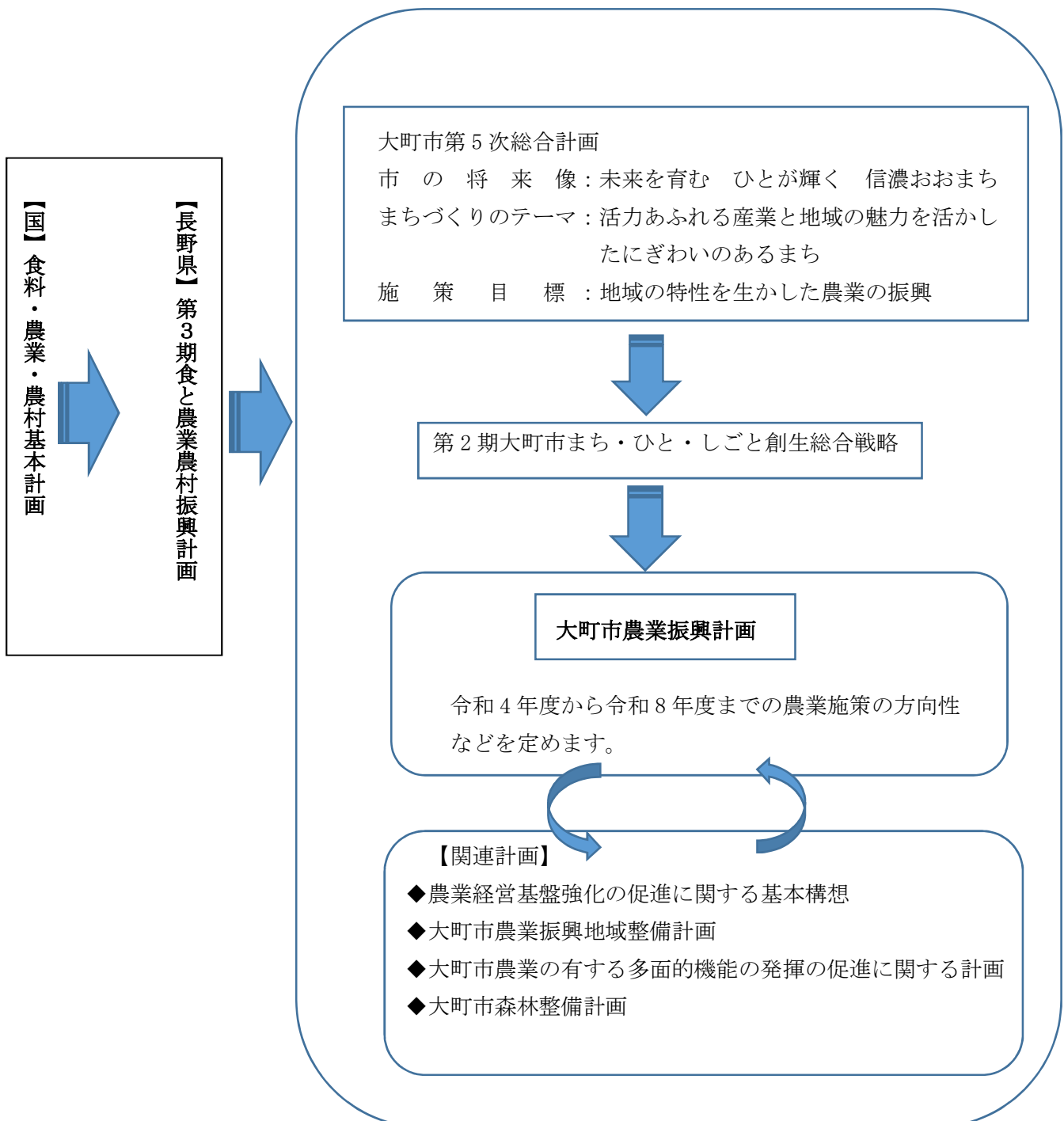
3 計画の位置づけ

(1) 国及び長野県の農業農村振興計画等との整合

大町市農業振興計画は、国の「食料・農業・農村基本計画」及び長野県の「第3期長野県食と農業農村振興計画」を踏まえ、各種計画との整合性を図りながら推進します。

(2) 大町市第5次総合計画等との整合

大町市農業振興計画は、市の最上位計画である「大町市第5次総合計画」及び「第2期大町市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方を踏まえ、これらと整合を図るとともに、農業経営基盤強化の促進に関する基本構想などの関連計画と歩調を合わせ、農業を取り巻く環境の変化に対応しつつ、大町市の農業施策の方向性を定めます。



4 持続可能な開発目標（SDGs）の推進

(1) SDGs（エス・ディ・ジーズ：Sustainable Development Goals）とは

SDGsは、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標であり、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成される「世界共通のモノサシ」です。地球上の誰一人取り残さない社会の実現をめざし、全世界共通の目標として経済的な利潤の追求、貧困や差別などの根絶、地球環境の保全など「経済・社会・環境の三側面」における諸課題を統合的に解決することの重要性を示しています。

(2) 大町市の取り組み

本市では、農業振興計画の策定に伴い、各農業施策へSDGsの17の目標（ゴール）の視点を位置付けるとともに、SDGsの理念に沿った統合的な取り組みにより、課題解決に向けた体制作りなど、経済・社会・環境のそれぞれの分野において相乗効果と好循環が生まれるような施策の推進をめざします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



Ⅱ 大町市の概要

1 位置・地勢・気候

大町市は、長野県の北西部に位置する内陸都市で、北は白馬村、東は長野市、小川村、南東は池田町及び松川村に接し、南西は安曇野市、西は富山県や岐阜県に接しています。

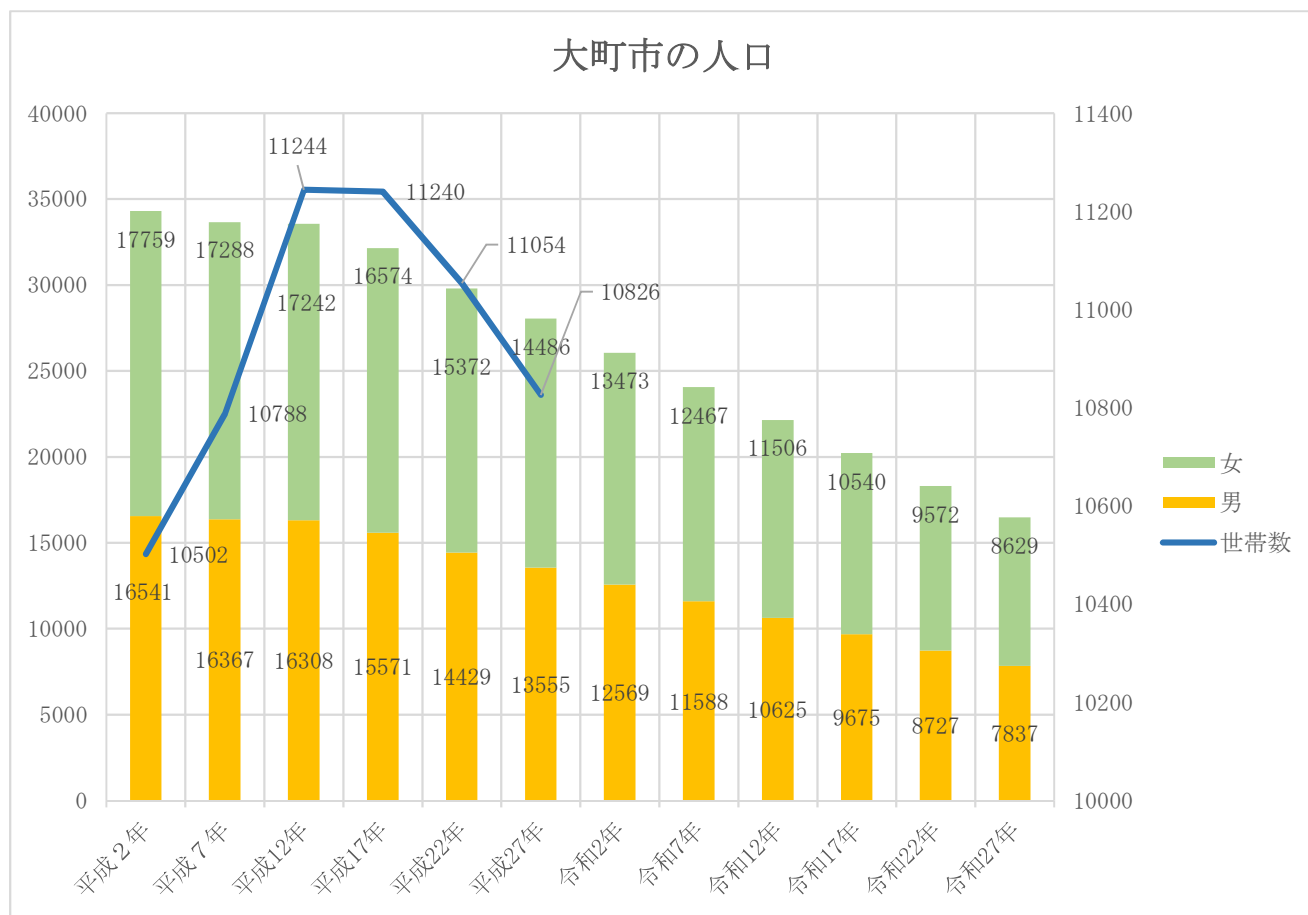
市の西部には、鹿島槍ヶ岳、爺ヶ岳など 3,000m 級の北アルプスの雄大な山々が連なり、東には四季折々の変化にとんだ美しく豊かな自然に囲まれた昔ながらの里山の風景を残す農村が存在します。また、北アルプスを源とする高瀬川、鹿島川、箆川等の清冽な河川や仁科三湖の天然湖があり、清廉な水資源にも恵まれています。

気候は、内陸性気候で寒暖の差が大きく、乾燥した空気が特徴です。夏は、日中は比較的気温が上昇しますが、朝夕は涼しく、また湿度が低いためしのぎやすい一方、冬は、寒さが厳しく、気温は氷点下になります。



2 人口

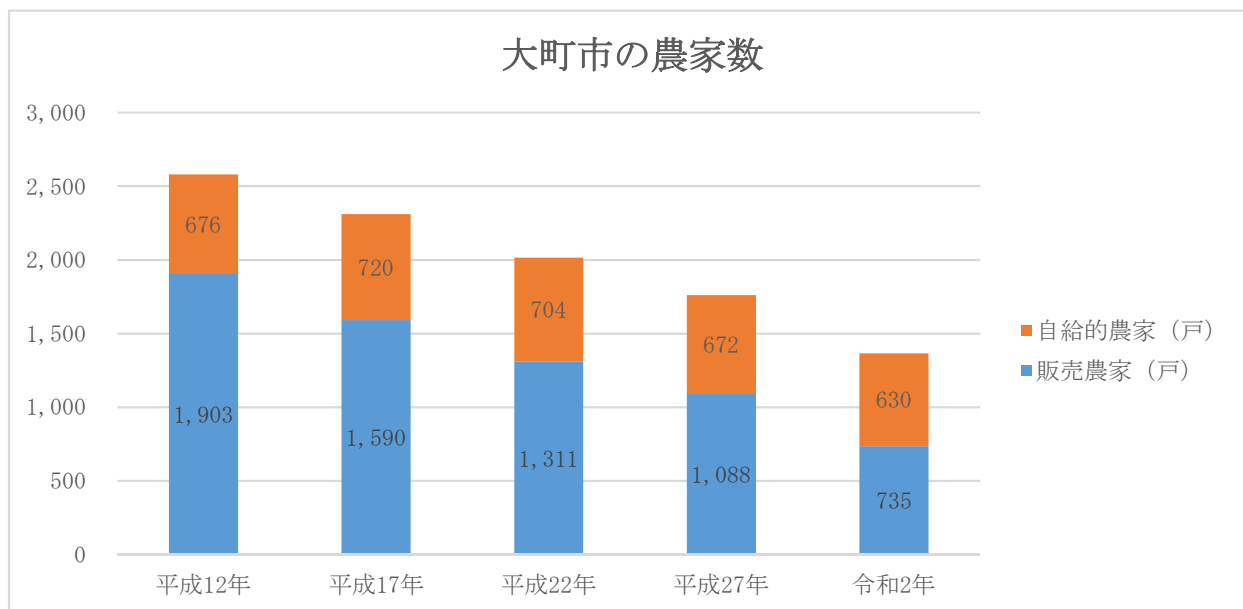
昭和 35 年にピークを迎えた大町市の総人口は、その後、減少に転じるものの、昭和 50 年には一旦増加しています。その後、昭和 60 年頃までは 35,000 人程度を維持していましたが、緩やかに減少をはじめ平成 12 年を境に急激な人口減少が始まっています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、大町市の総人口は令和 27 年頃に 16,000 人程度にまで減少すると推計されています。



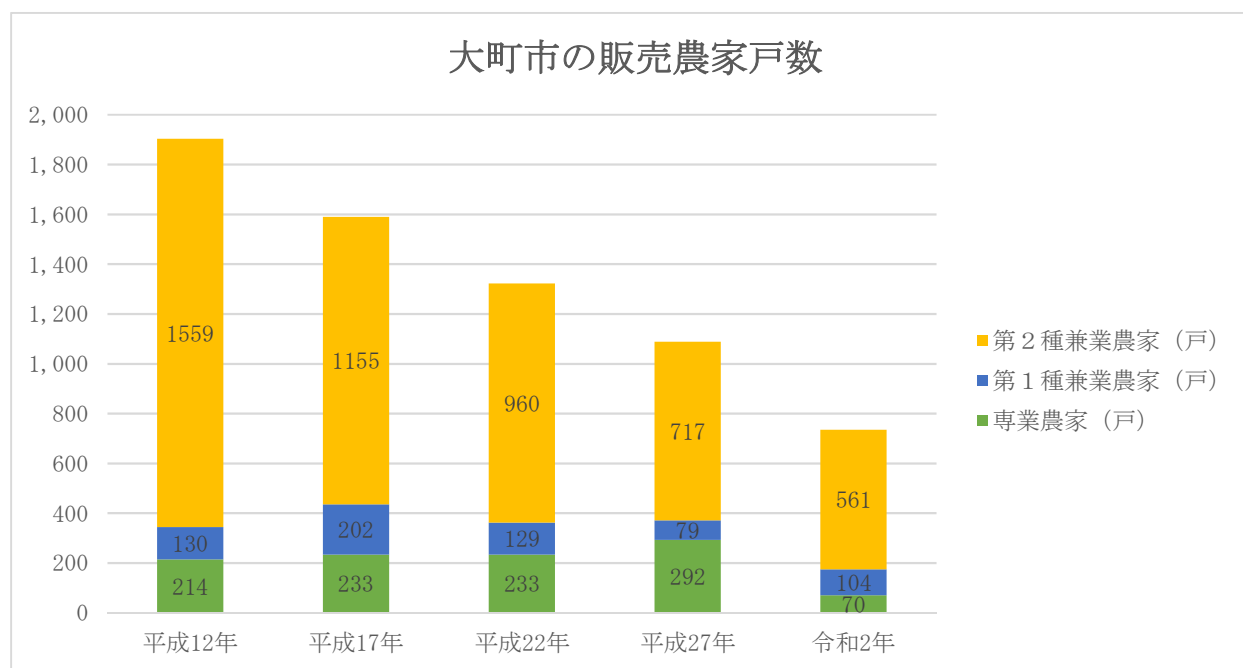
3 大町市の農家数

農家数は平成12年の2,579戸から令和2年には1,365戸と約48%減少しています。その内販売農家の減少が大きく、平成12年の1,903戸から令和2年には735戸となっており約62%減少しています。

さらに、販売農家の内訳をみると、第2種兼業農家は、平成12年の1,559戸に対し令和2年には561戸と約65%減少しています。



資料：農林業センサスより



資料：農林業センサスより

- 注) 自給的農家・・・経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家
 販売農家・・・経営耕地面積が30a以上または農産物販売金額が50万円以上の農家
 第1種兼業農家・・・農業所得を主とする兼業農家
 第2種兼業農家・・・農業所得を従とする兼業農家

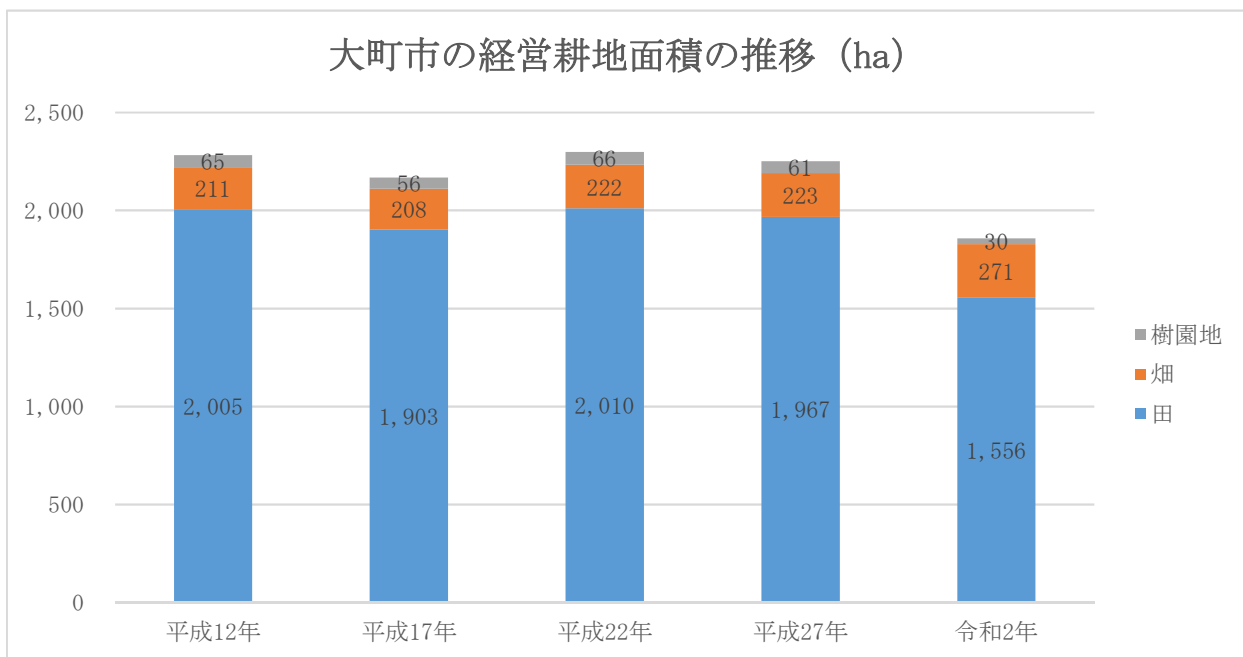
4 耕地面積等

市内の耕地面積は、総土地面積の4.3%となっています。

項目	面積 (ha)	総土地面積に対する割合 (%)
総土地面積	56,515	100.0
林野面積	40,673	72.0
耕地面積	2,450	4.3
田耕地面積	2,100	3.7
畑耕地面積	354	0.6

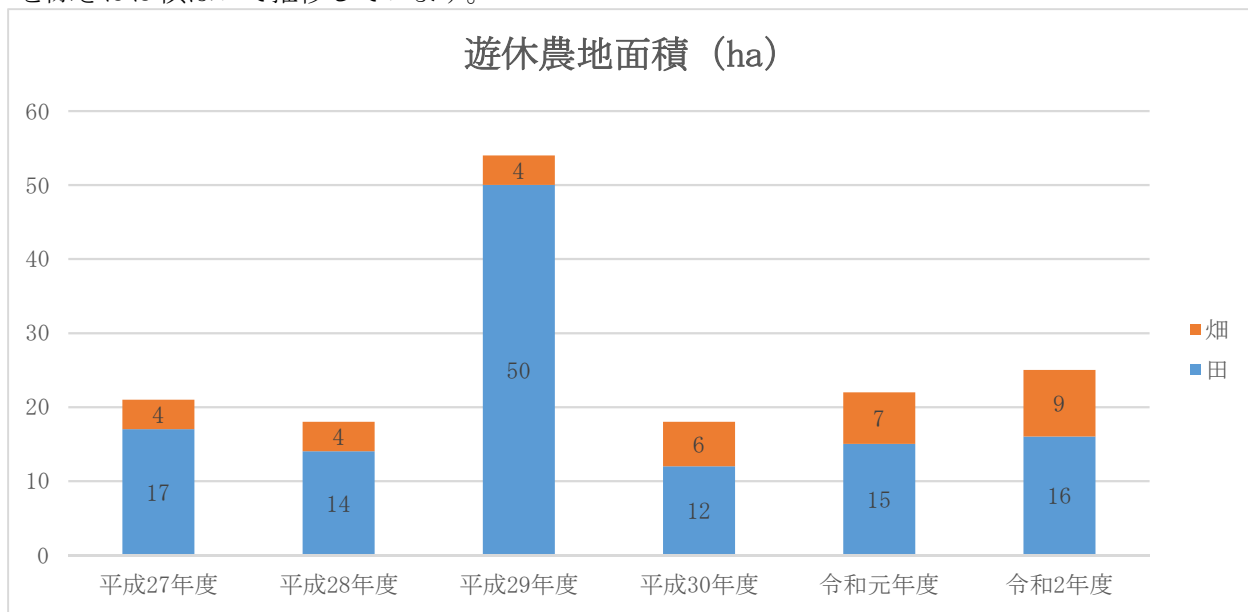
資料：総土地面積、林野面積 農林業センサスより
耕地面積 耕地及び作付け面積統計より

農地の面積については、平成12年から平成27年までは、ほぼ横ばい状態で推移しています。令和2年の経営耕地面積は1,857haで、このうち田が1,556ha、畑が271ha、樹園地が30haとなっており、田が全体の約83%を占めています。



資料：農林業センサスより

遊休農地については、農業委員会による農地パトロールにおいて確認していますが、平成29年度を除きほぼ横ばいで推移しています。



資料：農地の利用状況調査より

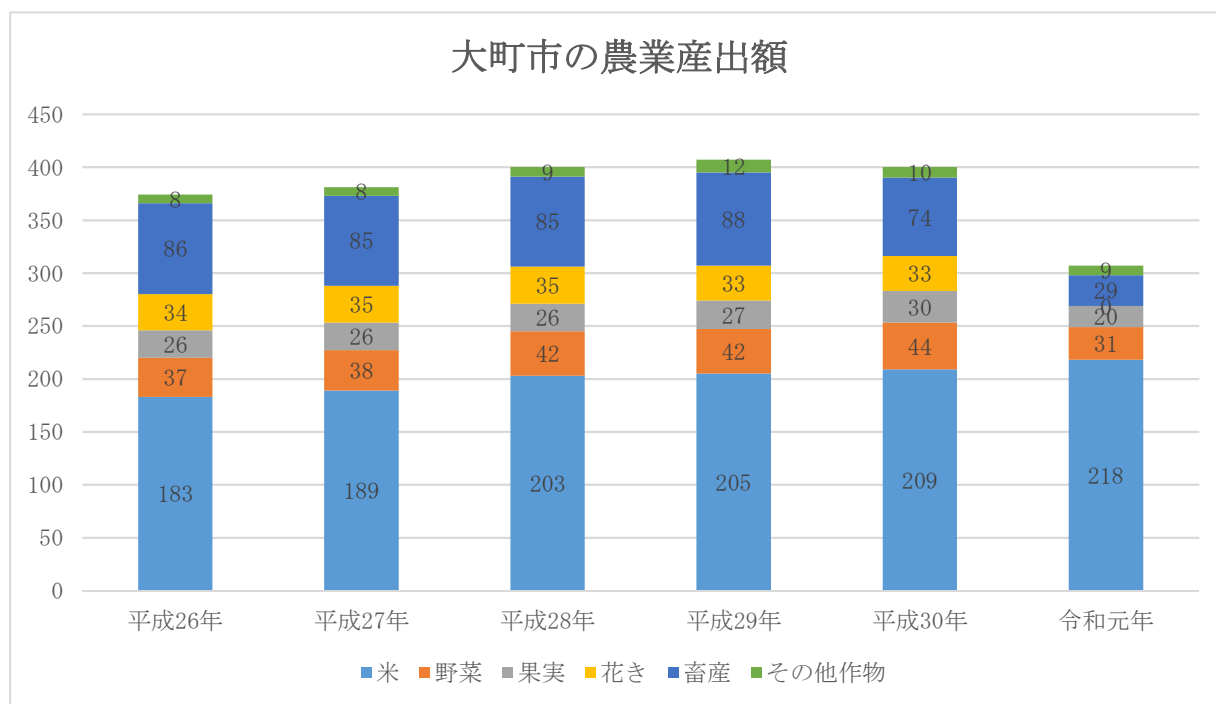


5 農業産出額

大町市の農業産出額

(単位：千万円)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
米	183	189	203	205	209	218
野菜	37	38	42	42	44	31
果実	26	26	26	27	30	20
花き	34	35	35	33	33	—
畜産	86	85	85	88	74	29
その他作物	8	8	9	12	10	9
合計	375	382	400	406	398	321



資料：市町村別農業産出額（推計）より

Ⅲ 本市農業のめざすべき姿（ビジョン）

1 現状と課題

大町市は、長野県北西部に位置し、不利な生産条件にある（積雪寒冷地）水稲中心の単作地帯であります。本市の農業の現状は、生産性の高い農業の確立をめざして推進する等、不利な条件を克服し地域の実情に応じつつ努力してきました。

農業就業人口が減少する中で深刻な高齢化に直面し、販売農家戸数も減少する中で、現在、国の補助事業を活用した用水路などのインフラ整備を進めるとともに、集落営農組織・法人の育成や、農地集積などの取り組みを地域と行政、JAが一体となって推進しています。

今後も人口減少が避けられない中では、耕作放棄地の増加や、集落機能を維持することが困難になることも想定されます。農地（特に水田）保全のためには農地集積による集約化だけではなく、新たに農業経営を始める新規就農者や新規雇用就農者、自家菜園を始める移住・定住者など、農業に携わる人口を増加させることも必要となっています。

しかしながら、米価格の漸減が続いていることに加えて、農業所得の激減は農家経営を圧迫し、生産意欲の減退や離農の加速が危惧されるとともに、後継者世代や定年帰農、UIターンなど新規就農者の就農意欲の低下が懸念されます。

このような現状に対して、農業生産基盤の強化に取り組む必要があります。集落営農組織・法人など地域農業の担い手育成、次世代を担う後継者などへの円滑な経営継承、UIターンや定年帰農による新規就農の推進、新規就農者に対する農業技術研修などが挙げられます。特に、新規就農者の確保・育成・定着に向けた取り組みを強化することによって、集落の人口減少に歯止めをかけ、集落機能の強化・活性化を図ることも喫緊の課題となっています。

また、農業経営基盤を強化するための農業所得の増大に向けた取り組みも重要です。農地集積や労働力支援などによる規模拡大、遊休農地の活用やハウスを利用した栽培期間延長などによる作付面積の拡大、農作業の効率化や省力化によるコスト低減、ブランド力を活かした有利な販売、地域の農産物を活用した6次産業化などによる商品開発や高付加価値化、鳥獣被害の効率的な防止対策などが挙げられます。消費者から高い評価を得ているブランド品の安定的な生産や、産地として成長している品目の拡大にも継続して取り組むことが求められています。

こうした新規就農者の確保や規模拡大などによる生産基盤の強化と、農地の大区画化や利用集積などによる経営基盤の強化を一体的に進め、さらに有利販売や付加価値販売に取り組むことで農家当たりの農業生産額を増加させ、大町市の農業生産額を全体として現状維持していく必要があります。

近年の農業縮小は地域の活力を低下させ、美しい田園風景さえも失われてしまうことが懸念されます。農業の持つ多面的機能は、生産振興のみにとどまらず、大町市全体の広く市民益につながります。農業の生産基盤・経営基盤の強化に加えて、有機栽培や減肥減農薬栽培など環境に配慮した生産体系（環境保全型農業）の構築、地産地消、都市農村交流など多方面での取り組みを通じて集落の機能強化や活性化を図り、持続可能な農業・農村をめざすことが急務となっています。

2 めざすべき姿と基本施策

(1) めざすべき姿

大町市農業振興計画では、大町市の農業の将来像を

「豊かな水を活かした 農業・農村を守り育み 次世代へ」

に設定します。

農業を取り巻く環境が一層厳しくなる中、その情勢を見定めながら明るい展望を開くため、農業者の自主性と創意工夫により、大規模経営体及び集落営農組織の確立を発展させるよう努力し、米以外の戦略的作物を導入するための研究を、関係機関と協力して進める必要があり、併せて農家と関連する産業を基幹とする多様な地場産業の拡大、都市との交流等を推進し、農業の持つ多面的機能を活かした地域社会の建設に向けて進めていかななくてはなりません。

(2) 基本施策

大町市農業振興計画では、めざすべき姿の実現に向け、以下の7つの基本施策に基づき、具体的な個別施策、目標値を定め、大町市の農業の振興に取り組みます。

「農業振興計画の基本施策」

- 1 農業の生産振興及び高付加価値化
- 2 担い手及び組織・人材の育成
- 3 農業生産基盤の整備
- 4 農地の保全及び集積・集約
- 5 地産地消、消費拡大及び食育の推進
- 6 農山村資源の活用
- 7 農作物の被害防止



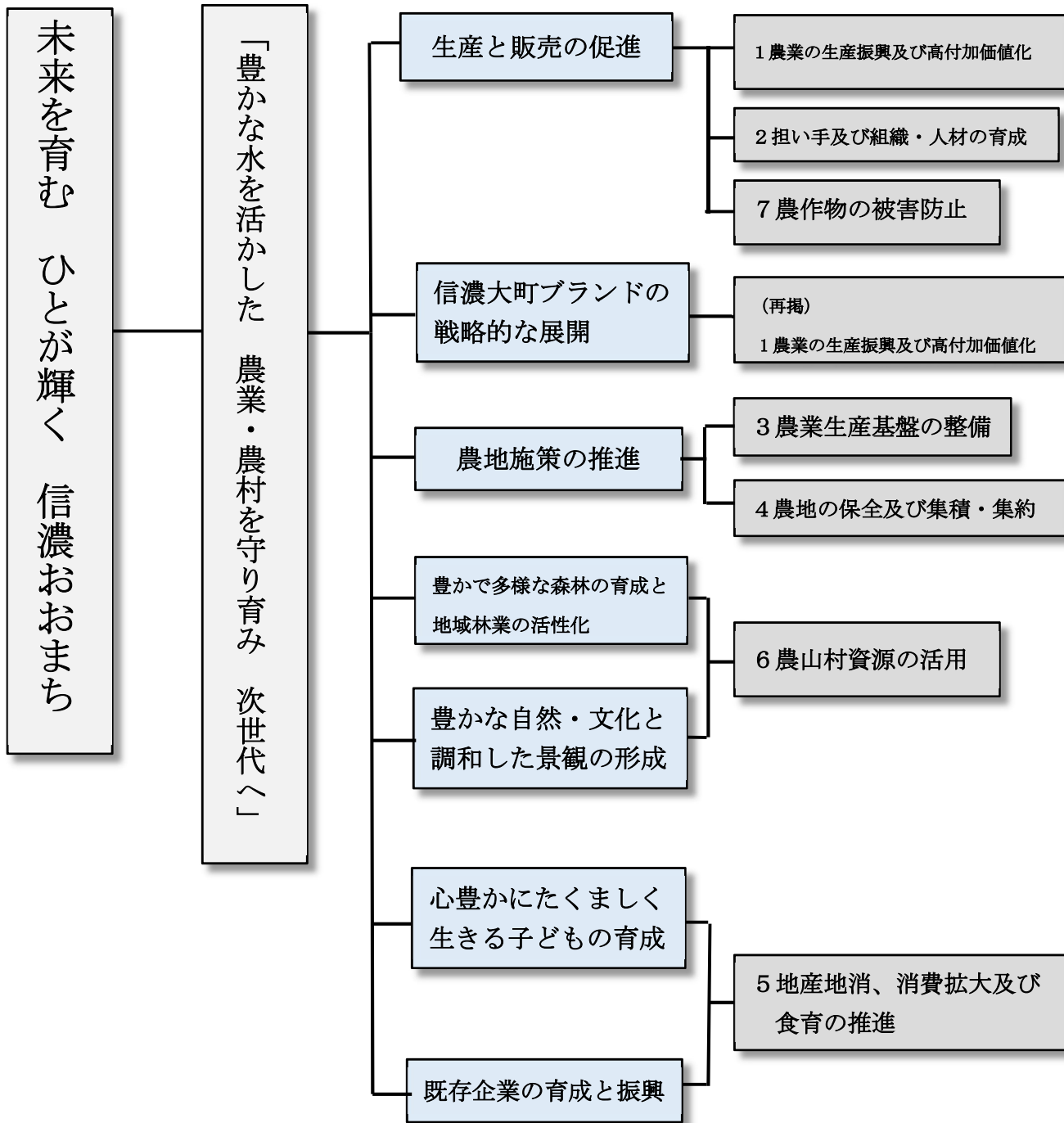
大町市農業振興計画体系図

市の将来像

農業の将来像

総合計画の施策項目

農業振興計画の基本施策



IV 計画実現に向けての取り組み

1 農業の生産振興及び高付加価値化

基幹産業としての能力の向上をめざし、営農技術の向上や施設の維持・増強を進めるとともに、大町産農作物の高付加価値化の推進によって、産地間競争で優位となるブランド力を養い、地域の特性に応じた持続可能な農業を推進します。

1-1 農作物の振興

【現状・課題】

・北アルプスの豊かな雪解け水に恵まれ、農家のほとんどが水稻を基幹作物として農業を営んでおり、県内でも優良な米の産地となっています。

・転作作物として、そば・大豆・麦を中心に他の作物を効果的に組み合わせつつ水田農業の振興を図っています。

・冬期間は積雪が多く、降霜期間は11月上旬から5月上旬にまで及び、このため施設園芸等には、耐雪構造の施設や暖房施設等が必要になることから、生産コストが極めて高額となるなど厳しい状況にあります。

【有効な施策】

(1) 水田や地域の特性に即した生産振興

・水田や市街地、中山間地域等、地域特性に即した作物の導入や技術の普及

(2) 担い手を中心とした水田農業の経営基盤の確立・強化

・担い手への水田の利用集積、集約化を促進

・米と麦、大豆、そば等との複合経営、低コスト・省力化

(3) 持続性の高い安定した生産体制の確立

・IoTを活用したスマート農業の普及、推進

(4) 農産物の生産振興と消費拡大

・長野県オリジナル品種など市場性の高い品種の導入

・栽培指導、作付け奨励による生産量の維持及び拡大

・地域振興作物及び高収益作物の作付けの定着と拡大

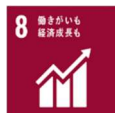
【成果指標及び実績・目標値】

成果指標	実績値	目標値
市が奨励する農産物栽培面積 (品目：ブルーベリー、ブドウ、りんご、アスパラガス、白ネギ、ミニトマトなど)	44.3ha (R2)	50.3ha (R8)

【目標に向けた主な取り組み】

- ・園芸生産機械整備事業
- ・園芸産地体制整備特認事業
- ・アスパラ生産振興事業
- ・ぶどう生産振興事業
- ・果樹改新植事業
- ・ICTを活用した生産効率の促進・強い農業づくり交付金

【SDGsの視点】



1-2 畜産の振興

【現状・課題】

- ・本市の畜産は、乳用牛、豚、鶏等の飼育がされていますが、飼養農家の高齢化や後継者不足の影響などから畜産農家は減少しており、畜産経営は厳しい状況が続いています。悪臭対策を十分にできるよう支援し、今後、新規参入も含め、地元との合意形成を得られるよう支援することが必要となっています。
- ・家畜伝染病のうち、市内で豚熱の陽性イノシシが確認されています。飼育豚には、全頭ワクチン接種が行われ、野生イノシシについては、県と協力してワクチンの取り組みなどを行い、感染防止を行っていますが、検証捕獲した野生イノシシにワクチンによる抗体保有率が徐々に上昇しています。
- ・畜産クラスター事業を推進するため、畜産クラスター協議会を立ち上げる動きがあります。そのための第一歩として、悪臭対策に対して地元住民の理解を得るよう、様々な試行錯誤を重ねていますが、さらに効率的かつ合理的な対策ができるよう県とともに支援していきます。

【有効な施策】

(1) 畜産農家の継続的な経営支援

- ・公共牧場の有効活用
- ・安価で高品質な飼料の確保
- ・経営規模拡大に対する支援

(2) 家畜伝染病防疫対策

- ・家畜伝染病発生時における県と連携した迅速な対応
- ・効率的な箇所への経口豚熱ワクチン散布や消石灰散布などによる防疫対策の継続

(3) 畜産クラスター協議会の立ち上げ支援

- ・主となる畜産農家の悪臭対策への支援と地元住民の合意形成への支援
- ・計画的な畜産クラスター事業へつなげるための支援

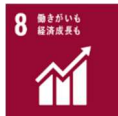
【成果指標及び実績・目標値】

成果指標	実績値	目標値
畜産クラスター協議会の設置	0 協議会 (R 2)	1 協議会 (R 8)

【目標に向けた主な取り組み】

- ・畜産農家経営支援及び有機肥料安定供給支援
- ・国、県からの支援による家畜伝染病防疫対策事業
- ・県と連携し、畜産クラスター協議会設置支援

【SDGsの視点】



1-3 環境農業の推進

【現状・課題】

- ・生産性や品質の向上、低コスト化には、化学肥料や化学合成農薬等の使用は必要ですが、過剰施肥による土壌成分のバランス悪化や環境への負荷が懸念されています。
- ・農業元来の生態系の機能を活用する資源循環型の「有機農業」、「環境にやさしい農業」が注目されています。

【有効な施策】

- (1) 有機農業、環境にやさしい農業の推進
 - ・堆肥等有機物の施用による土づくり
 - ・土壌分析に基づく適正な施肥
 - ・国の環境保全型農業直接支援対策の加入を推進
- (2) 資源循環型農業の推進
 - ・堆肥や食品残さ等の活用

【成果指標及び実績・目標値】

成果指標	実績値	目標値
環境保全型農業直接支払事業 取組団体数	5 団体 (R 2)	7 団体 (R 8)

【目標に向けた主な取組み】

- ・環境保全型農業直接支払事業
- ・GAP（認証農場）取得に関する情報提供
- ・市内畜産農家と連携し、有機肥料の安定供給を図る
- ・県と連携し、「信州の環境にやさしい農産物認証制度」の普及

【SDGsの視点】



1-4 6次産業化の推進

【現状・課題】

- ・農業を基幹産業として維持・発展させるために、農業分野を超えた2次産業・3次産業との連携・融合による高付加価値化、ブランド化を推進していく必要があります。
- ・営業や加工に不慣れな農業者にとって、流通業者等との交渉や販路拡大のための営業は条件的に厳しい状況もあります。

【有効な施策】

- (1) 商工業、観光業等の異業種連携、コーディネートの仕掛けづくり
 - ・販路開拓までのビジネス展開に対する支援
 - ・異業種連携、コーディネート
- (2) 農産加工による高付加価値化の推進
 - ・ワイナリー、果物加工施設及びそば加工施設等の立地など農業者、事業に対する支援
- (3) ブランド化による高付加価値型農業の推進
 - ・地域固有の農産物の掘り起こしによるブランド化
 - ・「信濃大町」の呼称の統一的な使用によるブランド力の強化

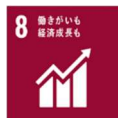
【成果指標及び実績・目標値】

成果指標	実績値	目標値
6次産業化支援事業者数	3 (R2)	10 (R8)

【目標に向けた主な取組み】

- ・農産物ブランド化推進
- ・大町市農業等総合振興支援事業（地域特産物加工事業）
- ・信濃大町食材のプロモーション事業
- ・特産品等パッケージデザイン（リ・デザイン）支援
- ・農業者による販路拡大支援事業（信濃大町えんポーター制度活用）

【SDGsの視点】



2 担い手及び組織・人材の育成

農業の原動力は、人材と組織の力です。高齢化や地域特性などを踏まえ、多様な人材が意欲的に農業の営みにかかわり、組織として効率よく、地域農業の振興をめざした人材と組織の育成を図る施策を展開します。

2-1 担い手農業経営者の育成

【現状・課題】

- ・担い手農家の高齢化や農業後継者不足が慢性化しており、地域農業をけん引する担い手農家の育成と確保が必要になっています。
- ・本市では、大町市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想（以下「基本構想」という）を策定し、この基本構想の経営指標に基づいて、経営改善計画の指導を実施しながら、認定農業者の育成に努めてきました。

【有効な施策】

(1) 農業経営改善計画作成支援

- ・大町市農業推進支援センターの専門指導員との連携による指導、助言

(2) 認定農業者制度の積極的PR

- ・認定農業者の推移

年度	個別経営体
H28 (2016)	81
H29 (2017)	83
H30 (2018)	85
R1 (2019)	88
R2 (2020)	83

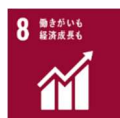
【成果指標及び実績・目標値】

成果指標	実績値	目標値
認定農業者の認定経営体数	83 (R2)	88 (R8)

【目標に向けた主な取り組み】

- ・認定農業者の認定
- ・担い手のニーズ把握のため、定期的な訪問活動（JA大北）
- ・農地流動化担い手育成奨励金事業

【SDGsの視点】



2-2 多様な人材の確保

【現状・課題】

・担い手農家を早急に確保することは困難な状況にあるため、新規就農者の確保と支援をする必要があり、年間2人（50歳未満）の確保を目標としています。

・販売農家、自給的農家、女性農業者、法人、集落営農など多様化する農業スタイルのニーズに応えていく必要があります。

・営農過程で生じる一時的な労働力不足の補完確保が困難になっている状況です。

【有効な施策】

- (1) 新規就農者育成対策の推進
- (2) 首都圏での就農移住相談会への積極的出展
- (3) 多様なスタイルの農家や補完労働力人材確保の推進

【成果指標及び実績・目標値】

成果指標	実績値	目標値
新規就農者数（50歳未満） （5年累計）	10（R3）	10（R8）
首都圏での就農移住相談会への 積極的出展	0（R2）	6（R8）

【目標に向けた主な取り組み】

- ・就農・移住相談会
- ・農業次世代人材投資資金の活用（準備型・経営開始型）
- ・農業労働力相談員の設置の検討（JA大北）
- ・観光業等、他産業と連携した労働力調整WG、雇用マッチング促進シンポジウムの開催

【SDGsの視点】



2-3 地域営農の育成・推進

【現状・課題】

- ・農地の集積及び集落営農の組織化・法人化については、各地区の立地条件等により、それぞれ異なる状況が見受けられます。
- ・水田地帯においては、大規模な担い手農家への農地集積は進んでいますが、経営の効率化のための集約化が進まない状況です。
- ・担い手が不足する中山間地域等では、集落営農の取り組みはあるものの、複合化等による経営の安定化に苦慮している実情にあります。

【有効な施策】

- (1) 集落営農組織の育成支援
 - (2) 「人・農地プラン」に基づく効率的な農地利用計画の展開
- ・利用権設定、農地中間管理事業による農地の流動化を推進

【成果指標及び実績・目標値】

成果指標	実績値	目標値
集落営農組織数	11 (R3)	11 (R8)

【目標に向けた主な取り組み】

- ・集落営農組織の育成
- ・人・農地プラン策定・支援
- ・農地中間管理事業
- ・機構集積協力金事業
- ・中核的担い手育成事業

【SDGsの視点】



2-4 経営支援

【現状・課題】

- ・担い手農家の育成・確保のため、経営規模の拡大や農業経営の拡大や農業経営の省力化・効率化を図る際に必要な農業機械・施設等の整備費の助成及び労働力支援が求められています。
- ・将来の担い手農家を育成・確保するには、営農初期で経営基盤の脆弱な新規就農者の経営意欲を増進できるような経営支援措置が求められています。

【有効な施策】

(1) 新規就農者支援

- ・営農機械及び資材購入費に要する経費に対して補助
(1/2 以内 上限 30 万円)
- ・50 歳未満新規就農者へ農業次世代人材投資資金（経営開始型）を支給
(1～3 年目：年間 150 万円、4～5 年目：年間 120 万円 令和 3 年度採択の場合)

(2) 認定農業者支援

【成果指標及び実績・目標値】

成果指標	実績値	目標値
新規就農者数（50 歳未満） （5 年累計）	10（R3）	10（R8）

【目標に向けた主な取り組み】

- ・農業次世代人材投資事業
- ・就農者育成事業
- ・農業者年金加入促進
- ・農地流動化担い手育成奨励金事業

【SDGs の視点】



3 農業生産基盤の整備

農地をはじめ農業用の用・排水施設及び農道・ため池などの農業生産基盤の整備により、安定的な作物生産を支えるとともに、自然災害等による被害防止のため必要な施策を展開します。

3-1 用水・排水施設の整備・維持管理

【現状・課題】

・本市の西側に連なる、鹿島槍ヶ岳や爺ヶ岳などの標高3,000m級の北アルプスを源流とする、高瀬川や鹿島川、籠川の清冽な山々からの恵みである水は、農業用の用・排水施設によって、市の東側標高700m付近に広がる平坦地に整備された農地へと供給されています。また、市の北側に位置する青木湖、中綱湖、木崎湖の仁科三湖においても、山々からの湧水を蓄えるとともに、かんがい用水供給のための天然の「ぬるめ」としての役割を担っています。

・近年、農家戸数の減少や農業就農者の高齢化が進み、特に施設改修が進まない農地においては、生産性の低下や生産コストの増大による農家の営農意欲の減退を招くとともに、耕作放棄地の増加なども危惧されており、営農を支える上で重要なインフラである農業用の用・排水施設の維持と機能の向上は、今後の農業の発展に、必要不可欠なものとなっています。

【有効な施策】

- (1) 市内の土地改良区への農業用の用・排水施設の維持・修繕に係る助成
- (2) 土地改良事業による計画的な施設改修
- (3) 農業用の用・排水施設の修繕、改修計画実施に向けた台帳の作成

【成果指標及び実績・目標値】

成果指標	実績値	目標値
市内土地改良区への助成	2団体（R2） （大町市土地改良区、高瀬川右岸土地改良区）	2団体（R8） （大町市土地改良区、高瀬川右岸土地改良区）
改修事業を実施する地区数	3地区（R2） （野口東堰、越荒沢堰、砥沢堰）	4地区（R8） （野口東堰、野口堰、越荒沢堰、砥沢堰）

【目標に向けた主な取り組み】

- ・市単かんがい水路等改修事業
- ・県営土地改良事業
- ・多面的機能支払交付金事業
- ・団体営土地改良事業
- ・土地改良施設維持管理適正化事業

【SDGsの視点】



3-2 農道の整備

【現状・課題】

- ・農業を支える重要な農業生産基盤の一つである農道については、ほ場整備により開設した後に一般の市道として管理されていますが、利用状況などにより、農道として管理をしている路線もあります。
- ・農道の管理は地元農家が主体的に行っていますが、兼業農家をはじめ、高齢農家や自給的農家及び土地持ち非農家へと農家の階層分化と多様化が進み、適正かつ十分な管理が行き届いていない現状にあります。
- ・今後、土地改良事業を主体とした農道整備の進捗により、通作条件の改善、大型機械の通行幅員の確保等に伴う農作業における安全性の向上など、地域農業の持続的発展とともに、総合的な農村地域の振興が期待されます。また、施設の老朽化や交通量の増加などに伴い、道路補修が必要となる箇所も増加してきており、安定的かつ継続的な維持管理に向けた取り組みも必要となります。

【有効な施策】

- (1) 効率的な事業推進
- (2) 農道の定期的な補修

【成果指標及び実績・目標値】

成果指標	実績値	目標値
多面的機能支払交付金による農道整備	2団体（R2） （野口、泉）	3団体（R8） （野口、木崎、泉）

【目標に向けた主な取り組み】

- ・多面的機能支払交付金
- ・地元農家への原材料費による材料支給
- ・土地改良事業による農道整備

【SDGsの視点】



3-3 土地基盤の整備

【現状・課題】

・昭和50年代から実施してきた県営ほ場整備事業や団体営土地改良事業等により農地の基盤整備が進み、今日まで、土地利用型の経営農家の育成とともに、農業経営の安定化が図られてきました。しかし、近年、基盤整備後のほ場や農業用施設の老朽化が進行しており、用・排水施設の漏水による作付け障害や漏水田の発生、掛け口や排水口の老朽化など、持続的な営農に向けた施設更新が必要不可欠となっています。また、近年の農業機械の大型化により、従来の農地における区画の見直しなどの要望も寄せられています。

【有効な施策】

- (1) 農地や農業用施設の調査と改修計画の策定（受益者、土地改良区、水利組合との意向確認）
- (2) 土地改良事業による計画的な農地整備や施設修繕

【成果指標及び実績・目標値】

成果指標	実績値	目標値
事業実施予定の地区数	1地区（R2） （二重）	2地区（R8） （二重、上原）

【目標に向けた主な取り組み】

- ・土地改良事業による基盤整備

【SDGsの視点】



3-4 ため池の整備

【現状・課題】

- ・ため池は、渇水時の補給用水の確保や水を温める「ぬるめ」として、地域農業に欠かせない重要なインフラ施設で、現在、市内 25 か所に農業用のため池があります。
- ・近年、施設の老朽化とともに、管理する農家の高齢化や後継者不足が進み、施設管理費の軽減と災害に強い施設としての再整備が必要となっています。

【有効な施策】

- (1) 耐震調査の実施
- (2) 廃止も含めた改修計画の策定
- (3) 効率的な事業の推進

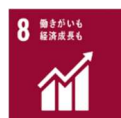
【成果指標及び実績・目標値】

成果指標	実績値	目標値
耐震調査の実施箇所数 (防災重点農業用ため池)	4 池 (R 2) (大沢寺、居谷里第 1 号、居谷里第 2 号、居谷里第 3 号)	8 池 (R 8) (大沢寺、居谷里第 1 号、居谷里第 2 号、居谷里第 3 号、久保第 2 号、新行、中原、栃沢)
耐震化・施設改修の実施箇所数	1 池 (R 2) (居谷里第 2 号)	2 池 (R 8) (居谷里第 1 号、居谷里第 2 号) ※防災重点農業用ため池を中心に耐震調査の結果に基づき実施

【目標に向けた主な取り組み】

- ・ため池管理者への支援
- ・土地改良事業によるため池の整備
- ・県営農村地域防災減災事業

【SDG s の視点】



4 農地の保全及び集積・集約

農地の多面的機能が発揮され、農業の生産基盤として利活用が図られるよう、農地の維持及び優良農地を保全するための施策を展開します。

4-1 遊休荒廃農地対策

【現状・課題】

- ・市内農業者の高齢化や鳥獣害の増加に加え、復旧後の農地維持に目途がつかないため荒廃地解消の機運が高まっていません。
- ・農業委員会では、毎年農地法に基づく利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査を実施しています。
- ・遊休荒廃農地は、その生産機能を失うばかりか、病虫害の発生等、周辺農地への影響はもちろん、生活環境を悪化させる要因となるため、遊休荒廃農地の解消は、農業の営みによって発揮される多面的な機能の復元や、地域の計画的な土地利用を推進するもので、農地の再活用につなげる重要な活動です。

【有効な施策】

(1) 農地所有者等への指導の推進

- ・農地パトロール、利用状況調査、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査実施

(2) 遊休農地荒廃防止対策支援事業

- ・遊休農地の荒廃化を防止するために要する経費

(補助金額 10 アールあたり 70 千円、ただし総事業費の 3/4 を超えない範囲)

(3) 再生利用が困難と見込まれる荒廃農地における農地除外の推進

- ・山林化が著しい農地に対し非農地判断の実施

【成果指標及び実績・目標値】

成果指標	実績値	目標値
再生利用が可能な荒廃農地面積	22ha (R1)	10ha (R8)
遊休農地所有者への指導、意向確認	毎年利用状況調査結果に基づき実施 (R2)	毎年利用状況調査結果に基づき実施 (R8)

【目標に向けた主な取り組み】

- ・遊休農地荒廃防止支援事業
- ・中山間地域等直接支払事業による遊休荒廃農地発生の未然防止の実施
- ・営農意欲の維持のための野生鳥獣被害防止対策
- ・農地法の的確な運用

【SDGsの視点】



4-2 農地流動化の推進

【現状・課題】

- ・農地流動化の推進は、借り手である担い手農家等の規模拡大や経営改善推進のための重要な施策です。
- ・耕作や維持管理が困難になった農地の遊休荒廃化を未然防止する施策としての取り組みでもあり、農地の保全の立場からも農地流動化の推進が必要です。

【有効な施策】

- (1) 農地流動化担い手育成奨励金制度の推進
 - ・認定農業者に対する優遇措置継続
- (2) 人・農地プランにおける機構集積協力金の活用
 - ・「経営転換協力金」や「耕作者集積協力金」「地域集積協力金」制度

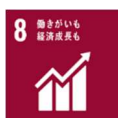
【成果指標及び実績・目標値】

成果指標	実績値	目標値
担い手への農地集積率	50.9% (R2)	60.0% (R8)

【目標に向けた主な取り組み】

- ・農地流動化担い手育成奨励金事業
- ・農地中間管理事業
- ・機構集積協力金事業

【SDGsの視点】



4-3 農地パトロール

【現状・課題】

- ・農業委員会では、農地の適正管理を図るため、農地パトロールを実施しています。
- ・農地法第30条第1項による利用状況調査及び国の調査要領に基づく荒廃農地の発生・解消状況に関する調査を、年1回実施しています。
- ・調査により、遊休荒廃地の確認及び再生利用が可能か否かの判定を行うとともに、再生利用が可能と判断された遊休荒廃農地の所有者等には、利用意向調査を実施し、その結果について、地区ごとに農業委員等関係者による検討を行い、遊休荒廃農地対策へとつなげていく必要があります。

【有効な施策】

(1) 農地パトロールの実施

- ・農業委員及び農地利用最適化推進委員による違反転用農地等の確認と是正指導（随時）

(2) 利用状況調査、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の実施と調査結果に基づく指導（年1回）

- ・農業委員及び農地利用最適化推進委員による遊休農地の状況把握
- ・再生利用可能な荒廃農地と再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の仕分け
- ・再生利用可能な荒廃農地の所有者等に対する利用意向調査の実施

【成果指標及び実績・目標値】

成果指標	実績値	目標値
農地パトロールの実施	農業委員、農地利用最適化推進委員の経常活動として随時実施（R2）	農業委員、農地利用最適化推進委員の経常活動として随時実施（R8）
利用状況調査の実施	8月～10月に市内全地区実施（R2）	8月～10月に市内全地区実施（R8）
荒廃農地の発生・解消に関する調査の実施	利用状況調査に合わせ市内全地区実施（R2）	利用状況調査に合わせ市内全地区実施（R8）

【目標に向けた主な取り組み】

- ・農地法の的確な運用
- ・調査実施要領に基づく計画的な調査の実施

【SDGsの視点】



4-4 優良農地の確保

【現状・課題】

- ・農地は、農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」という。）に基づき保全されています。
- ・高齢化などを理由に耕作をやめてしまう農家が増加するとともに、農地転用計画が多様化しているため、農地法の厳正かつ慎重な許可審査が求められています。
- ・農地（農振法に基づき指定された農用地区域を含む。）には、耕作放棄によって山林化が進み、農業生産機能の回復が不可能となった土地が増加しています。

【有効な施策】

- (1) 農地法と農振法の的確な運用の推進
 - ・貴重な資源である優良農地を確保
- (2) 大町市農業振興地域整備計画の総合見直しの実施
 - ・関連した土地利用計画との整合

【成果指標及び実績・目標値】

成果指標	実績値	目標値
大町市農業振興地域整備計画の総合見直しの実施	見直し事務の完了	見直し事務の実施（R3～R5）

【目標に向けた主な取り組み】

- ・農地法及び農振法の的確な運用
- ・大町市農業振興地域整備計画の推進

【SDGsの視点】



4-5 農村地域の共同活動

【現状・課題】

- ・農地や農業用水などの機能や景観を保全し、良好な状態で次世代へ継承していくため、農家をはじめ地域住民全体がその保全活動に取り組むことができる支援を講じていく必要があります。
- ・中山間地域においては、生産条件面等に関する不利な条件を補正するための措置を共同で取り組み、地域の農業を基幹産業として守るとともに、水源のかん養、農村景観の形成、ゆとりと安らぎの場の提供などの多面的機能の維持を図っています。
- ・農家の高齢化、農業生産基盤施設の老朽化による農山村地域での活力の低下が見受けられ、中山間地域では保全管理の体制を維持していくことが難しい状況にあります。

【有効な施策】

- (1) 地元住民共同活動の指導と支援
 - ・多面的機能支払交付金事業
- (2) 農地の機能維持共同活動の支援
 - ・中山間地域等直接支払事業

【成果指標及び実績・目標値】

成果指標	実績値	目標値
住民共同活動による保全管理取組面積	1, 634ha (R2)	1, 700ha (R8)

【目標に向けた主な取り組み】

- ・活動団体への支援
- ・多面的機能支払交付金事業
- ・中山間地域等直接支払事業

【SDGsの視点】



5 地産地消、消費拡大及び食育の推進

消費者の期待と信頼が寄せられる産地の確立をめざし、大町産農畜産物の更なる品質向上、消費拡大、高付加価値化を進めるとともに、新鮮で安全な食の確保と地域の活性化、食文化の伝承等の観点から地産地消と食育を推進し、経済の好循環を生み出す農業を育みます。

5-1 農畜産物のマーケティングの推進

【現状・課題】

- ・本市ではこういった品目がどの時期にどれだけ産出され、どこで消費されているか等の情報の収集と分析が不十分です。
- ・農畜産物の価格低迷と産地間競争の中で、本市の農畜産物を選ばれるためには、消費者のニーズを的確に把握することや他産地と差別化できるアピールポイントが必要です。
- ・直売所における他産地との交流販売や大消費地での消費宣伝活動等を継続的な取引につなげる仕掛けについても考える必要があります。

【有効な施策】

- (1) 市場分析
- (2) 大消費地における販路開拓
 - ・大消費地での販売普及活動
- (3) 産地ブランド化の推進
 - ・北アルプス山麓農畜産物ブランド推進力
 - ・地理的表示（G I）や長野県原産地呼称管理制度（N A C）の認定推進
 - ・オリジナル品種の積極的な導入
- (4) グリーンツーリズムの推進

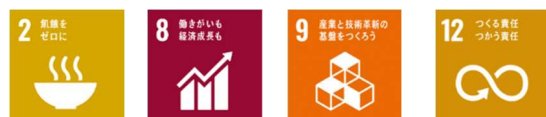
【成果指標及び実績・目標値】

成果指標	実績値	目標値
地域農産物を主原料とする加工品の 特産品商品化数	6件（R2）	18件（R8）

【目標に向けた主な取り組み】

- ・信濃大町えんポーター
- ・北アルプス山麓農畜産物ブランドへの協力
- ・りんご園主事業（J A大北）

【SDGsの視点】



5-2 地産地消の促進

【現状・課題】

- ・地産地消は、生産者と顔の見える関係から、安心・安全な農作物の供給、消費者との交流促進、地域内消費の拡大及び地域食文化の継承など社会的効果が期待できます。
- ・地産地消を推進するには生産者だけでなく、実需者への普及啓発も不可欠です。
- ・本市では、このような多面的機能を有する地産地消を推進するため、大町市地産地消事業実行委員会を設立し、様々な施策に取り組んでいます。

【有効な施策】

(1) 消費者向け地産地消推進施策

- ・学校給食を通じた地産地消の推進
- ・直売所マップ作成
- ・直売所等を活用した需要喚起策

(2) 実需者向け地産地消推進施策

- ・スーパーマーケットへの働きかけ
- ・生産者とのマッチング推進

【成果指標及び実績・目標値】

成果指標	実績値	目標値
学校給食「大町を味わう日」の開催数	2回（R3）	4回（R8）

【目標に向けた主な取り組み】

- ・大町市地産地消事業実行委員会事業の推進

【SDGsの視点】



5-3 食育の推進

【現状・課題】

・本市では、生きるための基本である「食」を学び、健全な心身を培い、豊かな人間性を育む食育を推進するため第3次大町市食育推進計画（平成30年度～令和4年度）を策定し、食育推進と健康づくりに取り組んでいます。

・その結果、食育に関心のある人の割合は増加傾向にあります。一方で20代では男女ともに全世代の中で関心が最も薄く、若い世代にどのように関心を持ってもらうかが課題となります。

【有効な施策】

(1) 大町市食育推進計画の推進

(2) 地元農畜産物活用の推進

・学校給食での地元農畜産物の活用

(3) 食に関する体験活動の推進

・市民農園 ・学童農園

【成果指標及び実績・目標値】

成果指標	実績値	目標値
学校給食の地元農産品目数	28品目（R2）	35品目（R8）

【目標に向けた主な取り組み】

- ・第3次大町市食育推進計画の推進
- ・学校給食出荷補助
- ・市民農園や学童農園の活用

【SDGsの視点】



5-4 農産物等の輸出促進

【現状・課題】

- ・人口減少や食の多様化により、米の消費量が年間約10万トン減少するなど国内市場が規模縮小傾向にあり、所得確保も大きな課題となっています。
- ・一方で、海外市場では和食ブーム等により市場の拡大が展望されています。
- ・海外輸出には、輸送コスト、検疫の手続き、販売先の確保などの課題があります。

【有効な施策】

- (1) 輸出に取り組む事業者の支援
 - ・輸出に必要な施設整備
 - ・農産物販売研修会
 - ・輸出事業者とのマッチング
- (2) 海外での宣伝活動
 - ・海外での農産物等の販路の開拓
- (3) 海外輸出に係る情報収集と提供

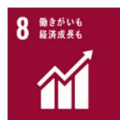
【成果指標及び実績・目標値】

成果指標	実績値	目標値
輸出に取り組む事業者数	5 (R2)	10 (R8)

【目標に向けた主な取り組み】

- ・6次産業化支援事業
- ・産地パワーアップ事業
- ・農産物等の輸出研修会の開催
- ・観光誘客事業と連携した農産物等のPR（海外でのプロモーション）
- ・海外におけるマーケティング調査、商談会及び農産物等のPRの実施
- ・海外の取引先（バイヤー）の招へい

【SDGsの視点】



6 農山村資源の活用

農林業の営みによって発揮される農業・農村の多面的機能の効果は、地域のみならず本市全体に波及しています。

この農山村の持つ貴重な恵みを様々な視点から活用する施策の展開を図ります。

6-1 滞在型市民農園及び農山村体験

【現状・課題】

・北アルプスをはじめとした自然環境や文化資源、地域の人材など大町らしさを活用し、都市と農村の交流により、農山村の活性化の推進をめざすとともに、新しい人の流れをつくります。

【有効な施策】

- (1) 地区住民と市民農園利用者との交流
- (2) 農家民泊を活用した都市交流の促進

【成果指標及び実績・目標値】

成果指標	実績値	目標値
滞在型市民農園利用者数	28,522人(R2)	30,000人(R8)
農家民泊受入れ宿数	12件(R2)	15件(R8)
農家民泊受入れ生徒数	0人(R2)※	150人(R8)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため受入中止

【目標に向けた主な取り組み】

- ・滞在型市民農園を活用した地域間交流の推進
- ・国営公園を拠点とした農家民宿事業の推進

【SDGsの視点】



6-2 市民農園の活用

【現状・課題】

- ・市民農園は、農作物を栽培することを通じて、農業の大切さ、必要性等を知ってもらうとともに、土に触れる喜びを感じるなどの目的で利用されています。
- ・たかね市民農園では、利用されていない区画が1/4あり、利用率も横ばいの状況であることから、利用者の増加を推進していく必要があります。

【有効な施策】

- (1) 市民農園の運営と維持管理
- (2) 移住者に向けた市民農園の利用促進

【成果指標及び実績・目標値】

成果指標	実績値	目標値
たかね市民農園利用区画数	58区画 (R2)	65区画 (R8)
利用率	73%	82%

【目標に向けた主な取り組み】

- ・たのしい野菜づくり教室 (年14回開催)
- ・移住相談会時の市民農園PR

【SDGsの視点】



7 農作物の被害防止

有害鳥獣及び自然災害による農作物等への被害対策に係る施策の展開を図ります。

7-1 有害鳥獣による農作物の被害防止

【現状・課題】

- ・鳥獣による農業被害は、市内全域において発生し深刻化しています。
- ・ニホンザルについては、現在、把握している農作物に被害を与えている群は15群、個体数約700～900頭と推定しており、農作物被害のほか近年では住宅地への生活環境被害も発生しています。
- ・イノシシによる農作物の踏み荒らしや農地の掘り起こし、ニホンジカによる農作物の食害等も発生しているとともに、鳥類等による被害も発生しています。
- ・本市では、大町市鳥獣被害防止計画を策定し、猟友会と連携した銃器・檻による捕獲対策や電気柵等の設置、緩衝帯整備など、鳥獣被害の削減に向け総合的な施策を実施しています。
- ・平成21年度から、住民との協働により、農地と里山の境に野生動物の侵入を防ぐための防護柵を設置し、当該地域では効果がみられています。
- ・地域住民と連携し、ニホンザルの追い払い協力員やモンキードッグによる追い払い等集落ぐるみの対策も実施しています。
- ・ICTを活用したニホンザルの行動把握による大型捕獲檻等での捕獲及び追い払いを実施しています。

【有効な施策】

- (1) 被害防止策の充実強化
- (2) 対象鳥獣の個体数調整の推進
- (3) 市民との協働による鳥獣を寄せ付けない集落づくり

【成果指標及び実績・目標値】

成果指標	実績値	目標値
有害鳥獣による農業被害額	6,018千円(R2)	4,800千円(R8)
ニホンザル捕獲数	計250頭(H29～R1)	計900頭(R2～R4)

【目標に向けた主な取り組み】

- ・防護柵未設置地区への住民との協働による防護柵の設置検討
- ・農作物被害が深刻なほ場への電気柵設置助成事業の実施
- ・猟友会と連携した銃器、罠、檻等による個体数調整
- ・ニホンザルにおけるGPSを活用した行動把握により、遠隔操作で捕獲できる大型捕獲檻による個体数調整などICTを活用した対策の実施
- ・猟友会員の確保に向けた支援策の実施
- ・ICTやテレメトリーを活用した追い払いの実施
- ・モンキードッグの育成と追い払いの実施
- ・林縁部などの緩衝帯整備の実施

【SDGsの視点】



7-2 自然災害被害への対応

【現状・課題】

・梅雨時期における大雨、台風、霜及び大雪等、自然災害による農作物や園芸施設、農業用施設等に様々な被害が生じています。

【有効な施策】

(1) 被害防止策の充実強化

【成果指標及び実績・目標値】

成果指標	実績値	目標値
収入保険への加入	7件 (R3)	30件 (R8)

【目標に向けた主な取り組み】

- ・収入保険加入者への助成
- ・災害防止策への助成

【SDGsの視点】

